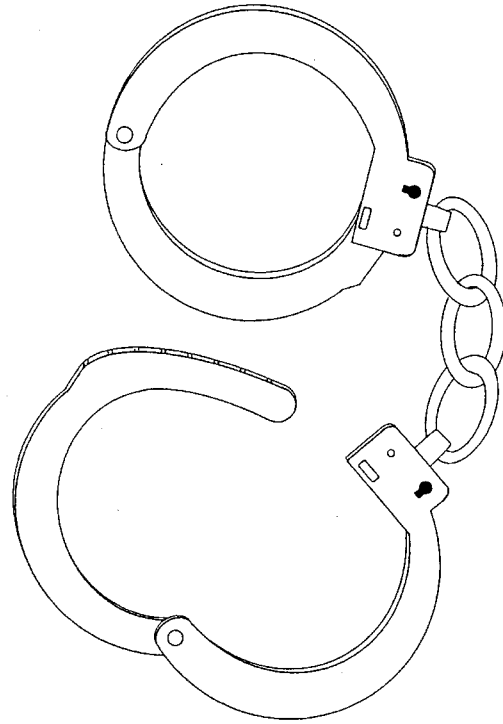
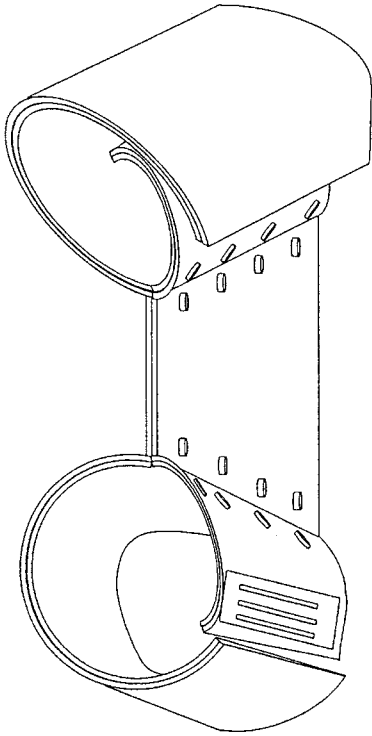


別図を次のように改める。
別 図

第一種手錠



第二種手錠



この省令は、公布の日から施行する。
附 則

○農務省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、
国土交通省、環境省 令第一号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第九十三号）の施行に
伴い、及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第十六号）第十八条第
一項の規定に基づき、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認
定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十五年十一月二十八日

財務大臣 谷垣 禎一
厚生労働大臣 坂口 力
農林水産大臣 亀井 善之
経済産業大臣 中川 昭一
国土交通大臣 石原 伸晃
環境大臣 小池百合子

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令
の一部を改正する省令
○農務省、厚生労働省、
成十三年農林水産省、経済産業省、
国土交通省、環境省 令第二号（の一部を次のように改正する。）

第一条第八号中、「第十五条の二の四第一項」を、「第十五条の二の五第一項」に改める。

附 則

この省令は、平成十五年十二月一日から施行する。

○農務省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、
環境省 令第二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第九十三号）の施行に
伴い、及び容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第十二号）
第十五条第一項第一号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十五年十一月二十八日

財務大臣 谷垣 禎一
厚生労働大臣 坂口 力
農林水産大臣 亀井 善之
経済産業大臣 中川 昭一
環境大臣 小池百合子

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年農林水産省、厚商
産省 令第一号）の一部を次のように改正する。
第十二条第一号二及び第二号二中、「第七条の三」を、「第七条の四」に、「第十四条の三」を、「第十四
条の三の二」に改める。

附 則

この省令は、平成十五年十二月一日から施行する。